

東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画

平成29年3月改訂

東久留米市

本改訂については、全品目の戸別収集を平成29年7月から開始すること及び家庭ごみ有料化を同年10月から開始することを反映し、指定収集袋の製造業者、配送・手数料収納代行業者の選定方法の変更、及び取扱店舗数や店舗の募集方法、手数料の収納、委託内容等についての内容などを変更するものである。

あわせて、これらを財政計画、スケジュールへ反映するとともに、これまでの意見を踏まえ、内容の一部を変更するものである。

はじめに

私たちは、水と緑に育まれたこの素晴らしい環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

経済成長を最優先し、利便性を追求してきたとされる高度成長期時代においては、大量生産、大量消費の結果として、大量に廃棄されるごみを効率的に処理することを前提としたごみ行政の構築が必要であった。しかしながら現在は環境負荷の低減、持続的な経済成長が可能な資源循環型社会の形成が求められており、ごみ行政においても3Rを前提としたごみの発生・排出抑制や分別の徹底による再資源化率の向上等により、ごみ減量に取り組む必要が生じている。

家庭ごみ有料化については、平成13年度に東京都市長会は、多摩地域のほとんどのごみが日の出町にある二ツ塚最終処分場で処理されていることから、一層の排出抑制、減量やリサイクルの推進は共通した広域的な課題であるという認識のもと、「平成15年度までを目途に、多摩地域において家庭ごみ有料化を進める」との提言がされた。

一方、環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成22年に変更された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で市の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」とされ、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進することが明確化されている。

このような中、本市においても循環型社会の形成にむけて、重要性の高い課題の一つとして、ごみの減量化、資源化の分別排出をはじめ、市民や事業者の理解と協力のもと取り組んでいるところだが、これまでの検証結果を踏まえ、更なるごみの減量化・資源化の取り組みを全市的なものとしていくために、新たな効果的な手段として、分別排出がしやすい具体的な収集方法を構築し、戸別収集を前提とした「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」を策定したものである。

今後、条例・規則の改正等必要な手続きを経て家庭ごみ有料化の取り組みの実施を予定するものである。

目 次

1. 本計画の位置づけ	1
2. これまでの経緯	1
3. ごみ排出に関する現状	3
(1) 多摩地域のごみの実態	3
(2) ごみ処理について	4
(3) リサイクルについて	5
(4) 東久留米市の排出状況について	6
4. ごみ減量化・資源化の取り組みと検証について	7
(1) ごみ減量化・資源化の取り組みについて	7
(2) 検証結果	9
5. 戸別収集の導入と現収集方式の諸課題	10
(1) 収集方式別のメリット・デメリット	10
(2) ボックスによる収集について	10
(3) ステーションによる収集について	11
6. 戸別収集と家庭ごみ有料化の目的と効果	12
(1) 家庭ごみ有料化の背景	12
(2) 戸別収集と家庭ごみ有料化の目的	12
(3) 戸別収集と家庭ごみ有料化による効果	13
7. 家庭ごみ有料化の実施方法	14
(1) 有料化の対象範囲	14
(2) 有料化の対象から除外する家庭ごみ	14
(3) その他有料化の対象から除外する家庭ごみ	14
(4) 手数料負担の仕組み	15
(5) 減免措置	18
(6) 戸別収集方式への移行手順	20
(7) 新たな収集体制の構築	21
(8) 今後の収集車両計画	22

(9) 委託収集業者への周知	2 2
(1 0) 従前の集積所の取扱い	2 2
(1 1) 家庭ごみ有料化後の排出方法と排出場所	2 3
(1 2) 市民への周知方法	2 6
(1 3) 分別収集の推進と戸別収集移行後の対策	2 7
8. 財政計画について	2 8
9. スケジュールについて	2 8
1 0. 資料編	3 1

1. 本計画の位置づけ

「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」（以下、「本実施計画」という。）は、東久留米市環境基本計画、東久留米市一般廃棄物処理基本計画の下位計画に位置付け、現在清掃行政において直面している課題を改善するため、家庭ごみ有料化を前提とした具体的な取り組みについて、総括的に示す計画である。

本実施計画に併せて今後の新規の施策及び事業を実施するにあたり必要な条例・規則等の改正及び制定も併せて整備していく。

平成24年8月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（素案）」が示されたところであるが、本実施計画は、これに基づき平成25年1月より実施してきたごみ減量化・資源化の取り組みの検証、課題の検討及び市民アンケート調査結果を踏まえ改めて計画したものである。

2. これまでの経緯

懸案となっている家庭ごみ有料化については、これまでも検討を重ねてきており、平成13年の市長会において最終処分場の延命を図る必要性から、家庭ごみ排出量の大幅な減量を実現するため、多摩全域において家庭ごみの有料化を進めるとの提言がされており、平成27年4月現在、26市中22市で家庭ごみ有料化を実施し、未実施団体についても検討を進めている状況にある。

本市においても、平成17年12月には、東久留米市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）から「一般廃棄物の減量方策と再利用の推進について、東久留米市においても、家庭ごみの有料化が必要である。」との答申を受けた。

その後、改めて平成23年8月から開催された審議会においても、平成17年の答申と同様に、家庭ごみ有料化は必要であるとの答申を受け、平成24年度に入り8月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（素案）」を策定し、10月には、家庭ごみ有料化に向けた市民意見交換会及びパブリックコメントを実施した。

その後、市民意見交換会や市議会からいただいたご意見を重く受け止め、平成25年1月から今日まで更なるごみ減量に資する方策や説明会の実施による周知活動を実施してきた。

平成27年10月には「ごみに関する市民アンケート調査」を実施し、報告書の結果やこれまでのごみ減量化、資源化の取り組みの検証結果を踏まえ、平成27年12月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）」を策定し、平成28年1月にパブリックコメントを実施してきた。

経過については、次のとおりである。

年 月	経 過
平成13年10月	東京都市長会政策提言「多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して」 ～ 家庭ごみ有料化の実施について ～
平成17年12月	東久留米市一般廃棄物減量等推進審議会 答申（その1） 「東久留米市においても家庭ごみの有料化が必要である」 「現行のボックス収集方式を残したまま導入すべき」
平成18年6月～	容器包装プラスチック分別回収説明会 合わせて来場者に有料化のアンケート調査を実施 「有料化に賛成 6割」 「ただし戸別収集の導入を」
平成18年7月	有料化に関するパブリックコメントを実施
平成18年10月～	容器包装プラスチックの分別回収を開始
平成18年12月	東久留米市一般廃棄物減量等推進審議会 答申（その2） 「容器包装プラスチック分別回収説明会でのアンケートやパブリックコメントの結果を受け情勢の変化を受け止め、ボックス収集方式の廃止を改めて提言」
平成19年9月	家庭ごみ有料化導入基礎調査を実施
平成20年12月	社会経済情勢の影響から家庭ごみ有料化の延期を表明
平成24年1月	東久留米市一般廃棄物減量等推進審議会 答申（その3） 「東久留米市においても家庭ごみの有料化が必要である」
平成24年3月	「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」の見直しにより、平成28年度までに、1人1日当たりの平均ごみ排出量を、505.0gとする目標を立てる。
平成24年8月	東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（素案）を策定
平成24年10月～	家庭ごみ有料化に向けた市民意見交換会及び実施計画（素案）に対するパブリックコメントを実施
平成25年1月～	市民意見交換会及びパブリックコメントの意見を受け、更なるごみ減量の取り組みを強化実施し、今日に至っている。
平成27年10月	ごみに関する市民アンケート調査の実施
平成27年11月	東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（原案）を策定
平成27年12月	家庭ごみ有料化導入基礎調査報告書の作成 東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）を策定
平成28年1月	東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）に対するパブリックコメントを実施

3. ごみ排出に関する現状

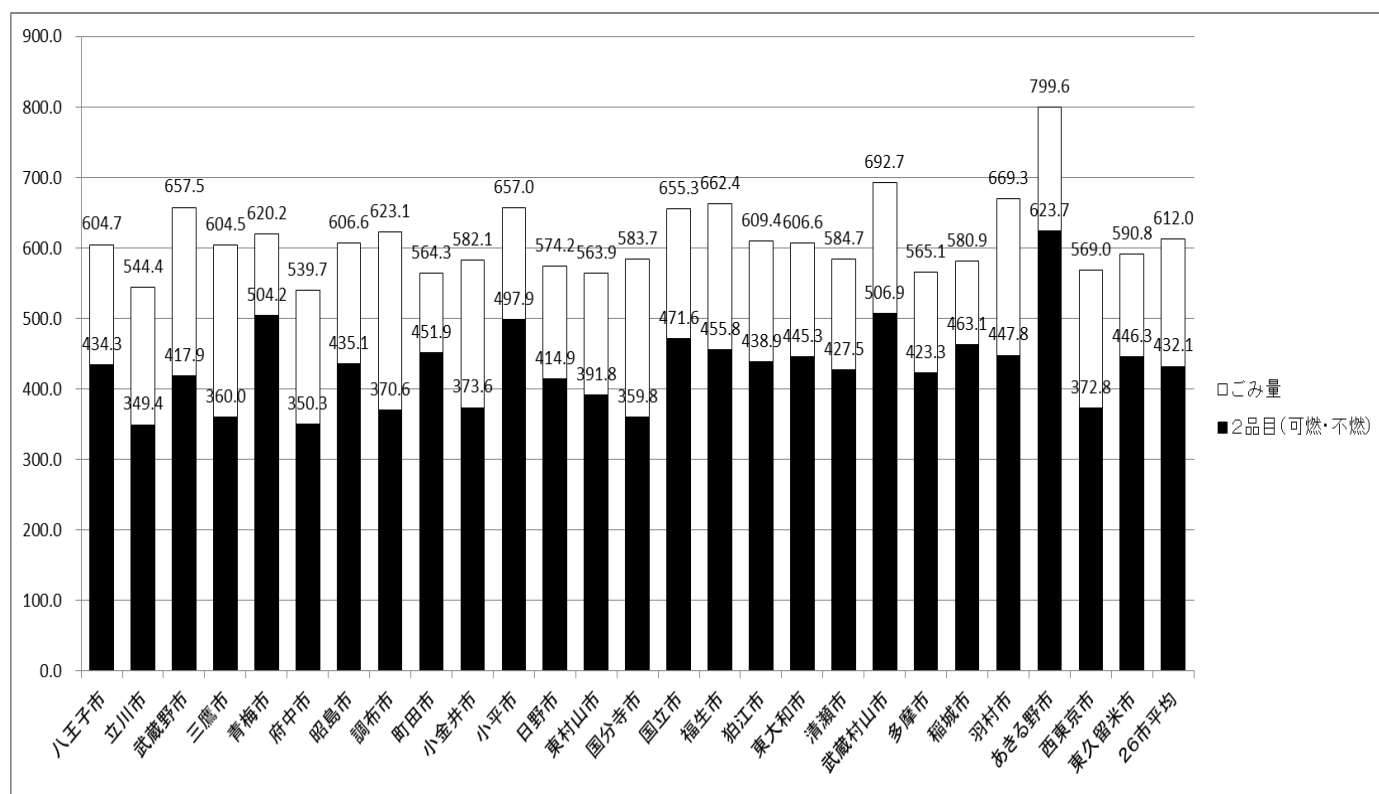
(1) 多摩地域のごみの実態

多摩地域ごみ実態調査（財団法人東京市町村自治調査会）によれば、本市における平成11年度の行政回収における1人1日当たりのごみ量は644.2gで多摩27市中最も少なかったものが、平成26年度には590.8gまで減少しているにもかかわらず、結果的に他市においても減少傾向にあるため順位としては12位となっている。

ごみ量は年々減少しているものの、平成26年度におけるごみ量のうち特に「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の順位はそれぞれ26市中12位と20位となっており、これらの品目については他市と比較した場合に排出量が少ないとは言えない現状にある。

1人1日当たりのごみ量

単位：g



※多摩地域ごみ実態調査（平成26年度統計）より

(2) ごみ処理について

ごみ処理については、燃やせるごみについては、中間処理施設である柳泉園組合に搬入し、焼却処分を行い、残渣として生じた焼却灰については最終処分場であるニツ塚処分場に搬入している。

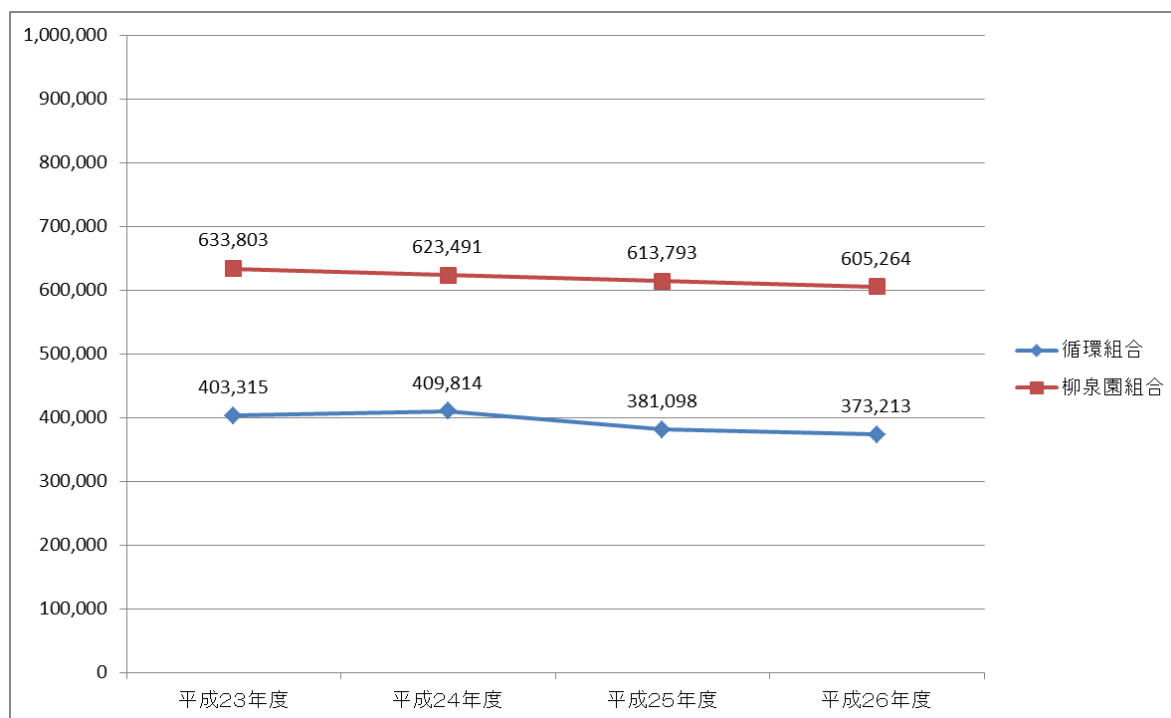
このニツ塚処分場は、あきる野市を除く多摩25市及び瑞穂町で構成する東京たま広域資源循環組合において設置、管理運営しているが、すでに全体の約44.7%に相当する量の埋め立てが完了している。

多摩地域において新たな埋立地を整備することは不可能と考えられ、長期にわたり有効活用を図る必要があることから、焼却灰についてはエコセメントとして再資源化を図るなどの措置を講じている。

しかしながら、エコセメント化するためにも相当な経費を負担する必要がある、どのようにして一層のごみ排出量の抑制を図るかが課題となっている。

負担金の推移

単位：千円



(3) リサイクルについて

本市におけるリサイクルについては、平成26年度の総資源化率は、38.0%で第10位となっている。

しかしながら、総資源化量にはエコセメント原料化量も含まれており、燃やせるごみの焼却残渣である灰がエコセメントの原料であることから、燃やせるごみの焼却量が多ければ再資源化率が高くなってしまいます。

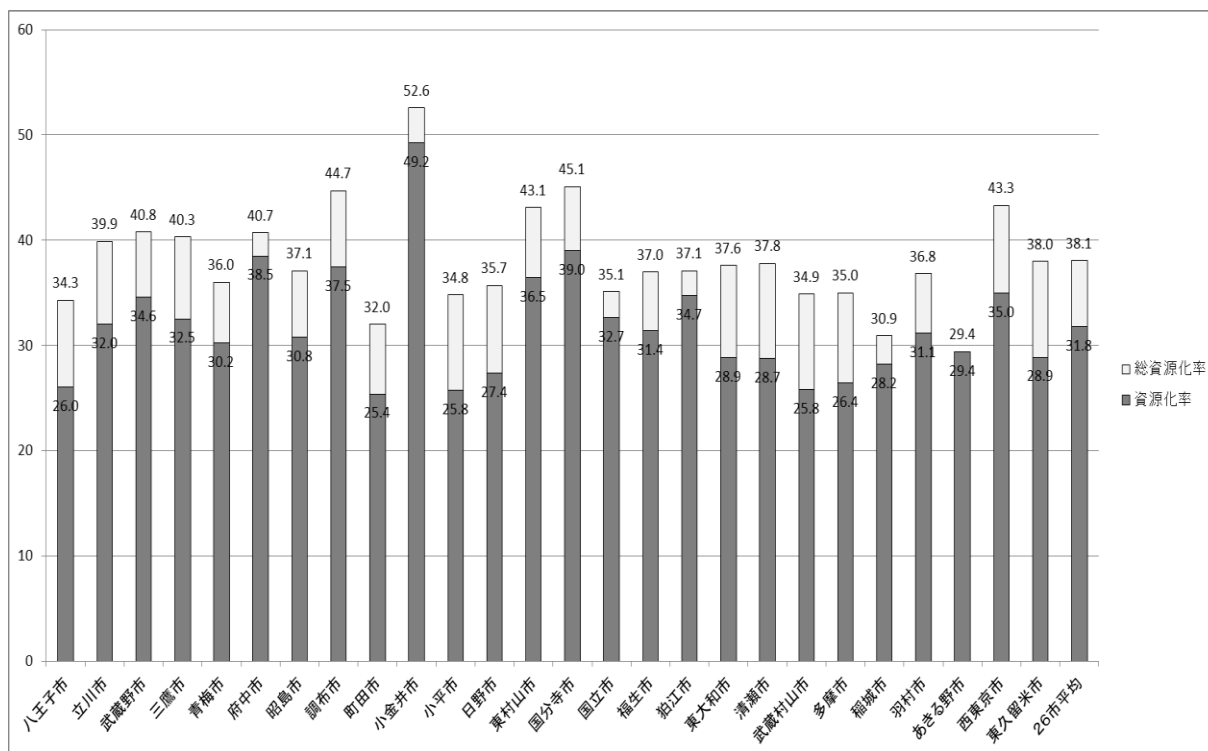
エコセメント原料化量を含めない資源化率は、28.9%で第17位と順位を下げる結果となっている。日々の分別をはじめ、集団回収の実施等、市民の協力を得ながら再資源化に取り組んできたところである。

しかしながら、リサイクルを行う場合も、環境負荷がかかり、処理経費が必要となることから、ごみの発生抑制「リデュース」の取り組みを進め、限りある資源を大切に使い、ごみを出さないよう行動し、最後の手段としてリサイクルを行うことが重要となっている。

したがって、市民の購買行動に変化を求め、ごみを作らない取り組みや、ごみの排出行動に変化を求め、分別の徹底に関する取り組みを進めることが課題となっている。(資料編 P35 有料化実施団体の資源化率の推移を参照)

資源化率

単位：%



※多摩地域ごみ実態調査（平成26年度統計）より

(4) 東久留米市の排出状況について

東久留米市の収集においては様々な課題が発生している。課題として挙げたものが主なものとして5点程ある。1点目は排出者が特定できないため直接指導ができないこと、2点目は集積所までごみを排出しに行かなければならないことや品目によって排出場所が異なってしまうといった不便性、3点目は分別排出にご協力いただいている方とそうでない方がいらっしゃるることによって結果的には分別排出が進まないこと、4点目は同地域においても場所によって排出方法が異なることによる不公平感、5点目として集積所での騒音や臭気、近隣の方々による施設や容器の管理に係る負担等である。

また、グループを組んで排出を行う「ステーション」による収集方式は現在の住宅事情にそぐわないケースが多々見受けられ、敷地の形状によって支障が出ることが報告されているとともに生活スタイルの差異によって混乱なく運用していくことが困難であるという状況も考慮しなければならない。

ごみを全く排出しない市民はほぼ存在しないため、ごみの排出量抑制やリサイクルの推進、排出マナーの向上については、全ての市民に協力を求める必要がある。

については、全ての市民が主体的に取り組みを進め、行政としての取り組みはもちろんのこと、民間事業者にも協力を求めながら、循環型社会の形成に向けて努力していく必要がある。

4. ごみ減量化・資源化の取り組みと検証について

(1) ごみ減量化・資源化の取り組みについて

家庭ごみ有料化の前に更なるごみ減量の取り組みや説明会の実施など、これまで市民意見交換会や市議会からいただいたご意見を重く受け止め、平成25年1月から今日まで、「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（素案）」で示した4つの手段のなかで市民啓発・分別収集の推進に係るごみ減量の取り組みを実施してきた。

これまで、ごみ減量化について様々な方法で説明会等を実施し、その結果として、説明会等を約1,900回、延べ13,360名の幼児から高齢者の方々に対してごみ減量に関する説明を行い、平成26年度においても継続的に減量の取り組みの周知と協力を求めてきた。

①ごみの減量化・資源化への周知と協力

説明会の実施	実施内容	回数
減量説明会（自治会・集積所・路上ボックス等）	平成25年 路上ボックスにおける排出マナーの説明会の実施、市が取り組んでいる「生ごみの減量」等の減量の取り組みや消費の入り口である商品の購入時においても、ごみの減量に取り組んでもらうことについて説明し協力をお願いする。 平成26年 収集日を守ろうキャンペーンを実施し、自治会・集積所単位での減量説明。	652
環境学習会	平成25・26年 教材を作成し、市の収集実態に合わせた説明を実施。親子学習会として、ダンボールコンポストを利用した生ごみの堆肥化を体験してもらう。	59
カラス被害・生ごみ・紙類等の減量説明	平成25・26年 集積所単位でのカラスよけネットの無料貸与、生ごみの堆肥化を体験していただくためのダンボールコンポストの無料配布。 資源集団回収マニュアルを作成し、自治会や紙類が多く排出される集積所での説明会の実施、近隣住民を戸別訪問し協力をお願いする。	372
EPR（拡大生産者責任）の説明	平成25・26年 ごみ減量化・資源化協力店の新規開拓のため、店舗へ訪問し協力を依頼し、ホームページ上で取り組み内容を掲載。	19
電話での説明	平成25・26年 粗大ごみの申込受付時に生ごみの水切りについて協力を依頼。	801
合 計		1,903

②ごみ対策課での取り組みで資源化された量

ごみ対策課での取り組みにおいて資源化された量については、各年ともおよそ26tであったが、平成27年10月1日時点の人口により、1世帯平均を2.2人として、1日1世帯当たりの減量値を算出すると、およそ1.3gとなる。

平成26年度の目標値は燃やせるごみを平成24年度実績より588t（1人あたり15.9g）、燃やせないごみを134t（1人あたり3.4g）減量することを目標として、減量等の取り組みを行ってきたが、小型廃家電類などの回収量、ダンボールコンポストの配布台数や資源集団回収の新規団体は増加しているが、全体の交付団体数では変化がなく、総回収量は減少していることなどからも、結果的には多くの市民の方に取り組んでいただくことができず、市全体としては大きな成果をあげられていない。

項目	平成25年	平成26年
小型廃家電類の実験回収	5,848.6kg	9,789.5kg
鉄・非鉄類の実験回収	3,613.1kg	3,449.2kg
落ち葉の腐葉土化実験	6,207.4kg	未実施
資源集団回収の取り組み	8,102kg	9,072kg
生ごみ減量の取り組み	898.5kg	3,613.5kg
ダストボックスの撤去	1,522.3kg	近隣のボックスへ排出されていることを確認。
合計	26,191.9kg	25,924.2kg

平成23年度からの1人1日当たりの家庭ごみの排出量

年度	1人1日当たりの家庭ごみの排出量	前年度比
平成23年度	609.4g	—
平成24年度	604.6g	-0.8%
平成25年度	605.0g	+0.1%
平成26年度	590.8g	-2.3%

(2) 検証結果

①結論

更なる家庭ごみの減量化・資源化を図るためには、ボックスを利用した収集方法には周知活動や分別排出にあたり、排出者を特定しての指導ができないといったデメリットとなる部分が多くあった。今後も、引き続き効果の期待できる家庭ごみの減量の取り組みを継続していくことも必要であるが、最も有効な方策は、1人でも多くの市民の協力を得ながら「ごみを出さない取り組み」、「資源化が可能なものを無駄なく再資源化する取り組み」を進めていくため、より分別排出しやすい収集方法等の構築と市民の意識改革が必要であるとの結論に至った。

②結論に至った理由

家庭ごみの減量化・資源化については、日頃からの分別をはじめ市民の協力を得ながら取り組んできているが、年ごとの経済動向の違いはあるものの、平成25年度の1人1日あたりの平均排出量は平成24年度と比較し0.1%の増加となる結果となり平成26年度は前年度と比較し2.3%の減少となった。

しかしながら、平成24年3月に見直しがされた「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」において、家庭ごみ有料化を前提としたものであるが、平成28年度までに1人1日あたりの平均排出量を505.0gとする目標値を達成するには難しい状況である。

ごみ対策課において、「生ごみの減量」「紙類の減量」「小型廃家電類・鉄、非鉄類の実験回収」「環境学習」「説明会」「マナーアップ」「EPR」「カラス被害」「落ち葉」等をテーマに説明会等を実施するとともに、実証実験や実験回収などの取り組みについて検証を行った。

説明会においては、市民の多くの意見を聴取し、地域ごとの課題などを把握することができ、質疑応答の中では、ごみの捨て方や分別方法に関する質問も多くあり、出席されていた市民の方の意識の高さが感じられた。

一方で、集積所での減量説明会では、1人もご参加いただけなかった場所などもあり、平成24年度に開催した「家庭ごみ有料化に向けた意見交換会」では4回で141名の方にご参加いただいたが、ほぼ同時期に同じ周知方法で平成25年度に実施した減量説明会では1割にも満たない市民の方にしかご参加いただけなかったことから、家庭ごみ減量の必要性を全市的に広く認識していただくことの難しさや継続的に取り組んでいく必要があることが確認された。

ごみ対策課においても、生ごみの堆肥化、落ち葉の腐葉土化などの実証実験によるノウハウの蓄積や新たな収集品目の検討として、小型廃家電類や鉄・非鉄類の実験回収などの取り組みを行い説明会等での周知を行ってきたが、その中で、減量の方策に関して協力的な声も多くいただいたところだが、さらに多くの方に自主的に取り組んでいただく動機付けについては具体的な方策が必要であることが確認された。

5. 戸別収集の導入と現収集方式の諸課題

(1) 収集方式別のメリット・デメリット

各収集方式については下記のようなメリット・デメリットが考えられる。

	メリット	デメリット
ダストボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害に遭いにくい ・ 収集車 1 台当たりの収集量が多い※¹ ・ 収集コストが割安 ・ ごみのプライバシーが守られる ・ 市民の間に浸透している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曜日、時間が守られない ・ 周辺の臭いは防ぎきれない ・ 騒音を生ずることがある ・ 路上設置は法的に問題がある ・ 不法投棄を誘発する ・ 分別等について個別の指導ができない ・ クレーン作業の危険性 ・ 収集車両が整備費を含め割高／低容積化 ・ ボックス管理コストがかかる ・ ボックスによる事故発生の恐れがある
ステーション ※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集作業が効率的 ・ 収集コストが割安 ・ 曜日が守られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害の恐れがある※³ ・ 分別等について個別指導ができない ・ 排出時間が守られないことがある ・ ネットやコンテナを管理する必要がある ・ 敷地の形状によっては排出により生活上支障が出る可能性がある
戸別収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出者責任が果たされやすい ・ 集積場所まで運ばなくて良い ・ 戸別に排出指導できる ・ 不法投棄が減る ・ 曜日、時間が守られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害の恐れがある※³ ・ ごみのプライバシーが守られない ・ 収集車 1 台当たりの収集量が低下する※¹ ・ 収集コストが増加する

※¹ ダストボックス・ステーション方式の場合…約 2,000 世帯／台・日。

戸別方式の場合…約 1,600 世帯／台・日。

※² ステーションとはグループを組んで数世帯分を 1ヶ所に集めて収集する方式。

※³ ポリバケツの設置等により防止することができる。

(2) ボックスによる収集について

これまでの説明会等の中で「有料化になった場合、ボックスは廃止すべきだ」という意見もあった。これは、ごみがいつでも排出できる状況にあり、ボックスによる排出では排出者責任が果たされないことや不法投棄を防ぐ手段がないことなどの深刻な問題が懸念されるとして市民から提起されたものである。また、ボックスによる収集では「収集日当日の朝、指定の場所に出す」というこ

とが徹底されないことがあり、ボックスに隣接する住民は日常的に臭気などに悩まされる問題も多数指摘された。

こうしたボックスに隣接している住民が抱える問題に、これまでは自治会をはじめとする地域コミュニティが主体性を持って取り組んできており、今でも精力的に取り組んでいる自治会等もある。しかし、住民の入れ替わりなどによるコミュニティ力の衰退に伴って、ルールを徹底することやマナー違反の抑制ができず、ボックスに隣接する住民が一方向的に迷惑を被るケースが目立つようになってきている。

さらに、ボックスが置いてある場所は不法投棄を誘発しており、平成26年度中にボックス内や周辺に放置され、市が回収した不法投棄物は約1,700件である。

ごみの減量化・資源化の取り組みにおいても、不法投棄の多いボックスの撤去も実施したが、その近隣のボックス内外に排出されてしまうといった事例も確認されている。

排出者責任の明確化が強く求められている状況を鑑みても、ボックスを継続的に利用した場合は、ルールを守られていないごみそのままボックスに排出され、収集を行えなかった場合は害虫や臭気により隣接の住民の方が被害を受けることになるため、排出者を明確化するためにもボックスを利用した収集方式を継続することは困難であると考えられる。

(3) ステーションによる収集について

現在、周辺にボックスを設置することができない場所においてはステーション方式により収集を行っているが、グループの構成世帯については把握できるが明確な排出者については把握できないため、分別等について個別指導が困難である。

また、現状のステーションによる収集方式ではネットやコンテナを管理する必要があり、昨今の住宅事情にそぐわないケースが多々見受けられ、敷地の形状によっては生活上支障が出るのが推察される。このように敷地の都合上、コンテナを管理できない場合は離れた場所まで行き、資源物を排出する必要があるなどの負担を強めている状況である。

6. 戸別収集と家庭ごみ有料化の目的と効果

(1) 家庭ごみ有料化の背景

①社会環境の変化

高度経済成長以降、国民の生活レベルの向上や生活様式と価値観の多様化に伴い、ごみ量は増加の一途をたどり、焼却や埋め立てを中心に、いかに効率よく収集し、適正に処理をしていくかということに重点を置いてきたが、現在は、発生・排出抑制と資源の有効利用などに努めた持続的発展が可能な社会を目指すことが求められている。

国においても、循環型社会の実現を目指し、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、各種リサイクル法の整備や関連する法律の改正を進め、廃棄物の発生抑制（リデュース）が優先され、次に循環的利用のための再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）を進めていくとの方針を定めた。このような状況の中、ごみの発生を抑制し、資源として再利用する循環型・低炭素社会を構築するためには市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にした取り組みが必要となってきた。

②家庭ごみ有料化の実施状況

ごみの減量等を目的として家庭ごみ有料化を導入する自治体は全国的にも増えており、平成25年4月に見直しがされた環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、約61%の市町村が家庭系の可燃ごみの有料化を実施しているとされており、多摩地域においても26市中22市が実施をしている。

多摩地域で有料化を実施した自治体では、有料化実施後にごみの減量効果が得られている。（資料編 P34 有料化実施団体の家庭ごみ量の推移を参照）

(2) 戸別収集と家庭ごみ有料化の目的

当市が実施しているクレーン付車両を利用したボックスによる収集方式は、東京都内でも本市だけが採用しているが、排出抑制や分別排出の推進にあたっては妨げとなる側面がある。

昭和45年に大量に廃棄されるごみを効率的に収集し処理できると考えられたボックスによる収集を導入したが、現在では、各種リサイクル法の整備、人口構成の変化に伴う高齢化社会への移行、多摩地域での家庭ごみ有料化の導入など、ボックスによる収集を導入した当時とは、取り巻く環境も変化している。また、市内においてはボックスを利用しない収集方法も増加しており、すべての市民がボックスを利用できる状況ではなくなっており、効率的に収集作業を行うことも重要であるが、それ以上に市民一人一人がより減量に取り組める環境を整備し、提供することが必要となっている。

更なるごみの減量化・資源化に向け、全市民が主体となって取り組める環境を整備するため、ボックスによる収集方法について見直しを図り、更なるごみ減量の効果的な手段として、採用されている戸別収集を前提とした家庭ごみ有料化が必要である。

家庭ごみ有料化の目的は、「ごみの減量」、「公平な負担」、「ごみに対する意識の向上」であり、排出抑制によるごみの減量や再生利用の推進を進めることによって循環型社会の形成に寄与するとともに、各市民の排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。ひいては、ごみの排出量に大きく影響される中間処理施設や最終処分場の負担軽減においても効果が期待される。また、原則的に戸別による収集を行うことで本市特有の様々な課題を解決することができる。

(3) 戸別収集と家庭ごみ有料化による効果

①減量化・資源化の一層の推進

家庭ごみ有料化の実施により、家庭からなるべくごみを出さないようにするという発生抑制の意思が生まれ、生ごみの水切りや残菜が出ないような調理の工夫、混在してしまっている資源の一層の分別排出が進むことにより、循環型社会の形成、限りある資源の有効活用の推進を図ることができる。

②公平な負担制度の確保

現在、ごみ処理に関する経費は、税金により負担額は一律となっており、ごみを多く出しても、ごみの減量や資源物の分別排出への努力をしても、ごみ量に関係なく負担していることとなり、ごみを減量するといった努力が報われない状況がある。したがって、排出するごみ量に応じて、費用を負担してもらうことで、ごみの排出量と負担額が連動することより公平なものとなる。

③市民の意識改革

戸別収集とすることで、ごみは収集されてしまえばおしまい、という意識ではなく、各家庭から出るごみを「生産－消費－廃棄（再生）」という大きな社会サイクルの中で捉えてもらえるようになることが大切であり、多くの市民が排出者としての自覚と責任が生まれ、自発的に行えることが期待できる。

また、意識や消費活動に変化が生まれ、結果的に生産者に対してリサイクルがしやすく、長期使用できる製品の開発などへの誘導を促すことにつながるため、拡大生産者責任の強化を図ることができる。

7. 家庭ごみ有料化の実施方法

(1) 有料化の対象範囲

有料化の対象とする家庭ごみ

すでに有料となっている「粗大ごみ」に加え、下記のことを有料とする。

「燃やせるごみ」

「燃やせないごみ」

「容器包装プラスチック」

(2) 有料化の対象から除外する家庭ごみ

資源化効率の高い資源物等の分別の徹底と資源化の推進を図ること及び子育てや介護をされている方々の負担軽減を図るものなど排出抑制が困難な下記のものは無料で回収する。

【通常の収集及び回収品目】

「PETボトル」

「びん」

「缶」

「紙類」

→ (新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ・シュレッダーした紙)

「布類」

「有害ごみ」

→ (蛍光管・乾電池・ライター・スプレー缶・ビデオテープ・カセットテープ・水銀含有物など)

「紙おむつ」

「落ち葉・草」

【申込制による回収】

「剪定枝」

【拠点に設置の小型家電回収ボックスによる回収】

「小型廃家電類」

(3) その他有料化の対象から除外する家庭ごみ

「ボランティア清掃」

※地域清掃等のボランティア活動で集めたごみに限る。

「市の主催事業」

※市が主催するものであり、行事参加者の排出したごみが対象。

ただし、当該行事において、第三者に有料販売を行った団体の排出ものは、事業系ごみとなり、対象外とする。

(4) 手数料負担の仕組み

①均一従量制

家庭ごみ有料化の大きな目標であるごみの排出量の減量を実現するためには、市民のごみ減量に関する努力が適切に反映される必要がある。1リットルあたりの単価を定めて課金することにより、市民一人一人が意識的にごみの減量に取り組むことが期待できるため、均一従量制方式を採用することとする。

②指定収集袋制

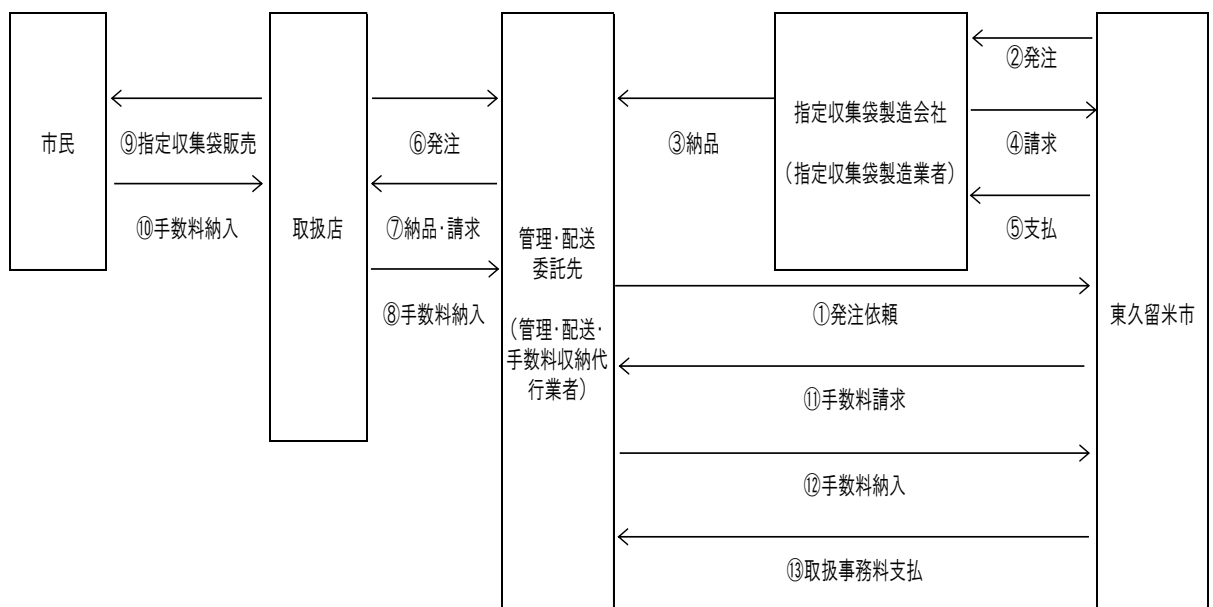
家庭ごみを排出する市民にとって取り扱いが簡単で減量効果を実感しやすく、負担の公平性が確保できるなどのメリットがあることや、すでに有料化を実施している自治体のほとんどが均一従量制方式と合わせて、有料指定収集袋方式を採用しており、その合理性等において優位性が認められることから、本市においても同様の方法を採用することとする。

③手数料の支払い方法

ごみ処理手数料は、市が業務委託により作成した指定収集袋を市が指定する取扱店（スーパーマーケットやコンビニエンスストア、小売店等）で粗大ごみ処理券の購入に準じて購入することにより、納付することとする。

なお、取扱店は、市民が指定収集袋を購入しやすいよう利便性を考慮し、隣接する他市の店舗等も含め広く募集することとする。

指定収集袋フローチャート（配送・管理を委託した場合）



④家庭ごみ有料化手数料の算出について

(ア) 手数料設定の考え方

平成25年4月に見直しがされた環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、家庭ごみ有料化手数料を設定するには下記の点を考慮すべきとなっている。

- ・一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果
- ・住民の受容性に考慮
- ・周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

この3点及び市民アンケートの結果から本市における家庭ごみ有料化手数料の料金を算出した。

(イ) 料金水準について

- ・本市の排出量の目標値である「1日1人あたりの排出量505g」を達成するには15%以上の減量効果を期待しており、一般廃棄物処理有料化の手引きによると1リットルあたり1円以上の料金水準が必要。
- ・市民アンケートの結果によると、受け入れられる負担額は1ヶ月1世帯あたり425円以下であった。
- ・有料化実施の22市の料金水準は1リットルあたり1.4～2円である。



上記により本市における家庭ごみ有料化手数料の料金水準を、1リットルあたり1円～2円の間かつ1ヶ月1世帯あたりの負担額が425円以下と設定する。

(ウ) 料金設定について

更なる排出量の減量を期待する品目については高い料金設定とし、分別排出の徹底を期待する品目については低い料金設定をすることにより有料化の効果を最大限に発揮することから、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は1リットルあたり2円、「容器包装プラスチック」については1リットルあたり1円と料金設定を行なうことで、1ヶ月1世帯あたりの負担額は398円となり425円を下回る。したがって、料金水準を満たすため、上記の料金を本市における家庭ごみ有料化手数料として設定する。なお、負担額の算出詳細は下記のとおりである。

品目	排出量 (g/日)	年間排出量 (g)	平成29年度推量 (g)	1L当たりの容量 (g/L)	平成29年度推量 (L)	L単価 (円)	負担額 (円)
燃やせるごみ	396.6	144,759.0	123,045.2	210	590	2	1,180
燃やせないごみ	49.7	18,140.5	15,419.4	40	390	2	780
容器包装プラスチック	34.3	12,519.5	12,519.5	60	210	1	210
↑平成26年度実績						1人当たりの年間負担額	2,170
						1世帯当たりの年間負担額	4,774
						1世帯当たりの月間負担額	398

⑤指定収集袋について

(ア) 指定収集袋

指定収集袋の品質や仕様については、市民が利用しやすく、安全かつ安定的な品質のものを選定する。また、視覚障害者が手触りで判別できるように指定収集袋にエンボス（凹凸）加工等を施す。

袋の色とデザインについては、近隣市の指定収集袋や市販のごみ袋と判別できるようなものとし、JANコードを設け、取扱店がバーコードリーダーを利用してレジでの取扱いを簡単にできるよう配慮する。

指定収集袋の種類と手数料

品目	種類	手数料（各袋1枚あたり）
燃やせるごみ 1リットルあたり2円	ミニ袋（5リットル相当）	10円
	小袋（10リットル相当）	20円
	中袋（20リットル相当）	40円
	大袋（40リットル相当）	80円
燃やせないごみ 1リットルあたり2円	小袋（10リットル相当）	20円
	中袋（20リットル相当）	40円
容器包装プラスチック 1リットルあたり1円	小袋（10リットル相当）	10円
	中袋（20リットル相当）	20円
	大袋（40リットル相当）	40円

(イ) 袋の製造・配送・手数料収納代行業者の選定

指定収集袋の製造・配送の業務では、全ての取扱店へ指定収集袋を過不足なく、かつ遅延なく供給できるかどうか最も重要であり、何らかのトラブルにより指定収集袋の供給が途絶え、市民生活に大きな混乱を来すようなことがあってはならない。したがって、生産枚数等の業務委託に必要な数量の算定については、ごみに関する市民アンケート調査結果と、本市におけるごみの排出量等を考慮して算出する。

指定収集袋の製造業務については、競争性の担保、透明性の確保とともに、準備行為期間の短縮を図れるよう、競争入札により、業者の選定を行い、安全かつ正確に実施できる委託先を選定する。

管理・配送・手数料収納代行業務については、指定収集袋の在庫管理や販売店対応、また、手数料収納管理等の事務負担の軽減、経費の縮減とともに、手数料前払い方式の採用による未払い金の抑制を目的として、市内の小売店業者に精通し、営利を目的としない公益法人に一連の業務を一括で委託することを検討する。

また、既存の粗大ごみ処理券の販売方法も見直し、指定収集袋の販売と合わせて取り扱うことにより、経費の縮減を図るものとする。

(ウ) 取扱店舗数や店舗の募集方法、手数料の収納、委託内容等について

指定収集袋の取扱店舗については、多くの市民が利用している近隣市を含めた大型スーパーやチェーン店、ドラッグストア、コンビニエンスストア、

新たに販売をしたいとの問い合わせを受けた店舗、粗大ごみ処理券取扱店舗など、把握をしている店舗を対象に説明会を実施し、指定収集袋の取扱いを働きかけ、市民が不便なく購入できるよう、必要な店舗数の確保（100店舗を目途）に努める。

手数料の前払い方式については、取扱店が委託料を差し引いた額を先に納入する方式とする。

取扱については、必ず指定収集袋の全品目・全種類を取り扱うことを条件とし、粗大ごみ処理シールを扱うかは事業者の選択とする。

指定収集袋の取扱店には、取扱いを表示するプラスチック製の表示プレートを掲示することで周知に努める。

（エ）有料化手数料収納管理業務の効率化

有料化手数料の収納管理業務については、取扱店からの手数料に関し、収納代行業者に取りまとめをお願いすることで、市の管理先を一本化することによる業務の効率化を図るとともに、事務手数料等の費用の抑制に努める。

（５）減免措置

家庭ごみ有料化は、新たな経済的な負担を伴う仕組みとなることから、実施にあたっては、天災やその他特別の理由があると認める場合のほか、低所得者等に対する経済的負担の軽減を考慮し、生活保護受給世帯、子育て支援、障害者福祉などの観点から、ごみ処理手数料の減免措置を講じて、経済的な負担を軽減する。

なお、家庭ごみの減量といった視点から配布枚数等の一定の条件を付すこととする。

- （ア）生活保護受給世帯
- （イ）身体障害者手帳１・２級の者が属する非課税世帯
- （ウ）愛の手帳１・２度の者が属する非課税世帯
- （エ）精神障害者保健福祉手帳１級の者が含まれる非課税世帯
- （オ）児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
- （カ）高齢福祉年金受給世帯
- （キ）災害や罹災による被害にかかる廃棄物の処分

①減免の方法

（ア）から（カ）については、複数の要件を満たす場合はいずれか一つの要件として必要書類を提出し、世帯人数に応じて決定した有料袋を配布する。

なお、必要枚数の算出についてはごみの排出量をもとに算出した枚数を配布する。

（キ）については現行のと通りの申請方法による。

減免年間配布枚数

世帯人数	用途	容量	年間配布枚数
1人世帯	燃やせるごみ	5リットル	100枚
	燃やせないごみ	10リットル	40枚
	容器包装プラスチック	10リットル	20枚
2～4人世帯	燃やせるごみ	10リットル	100枚
	燃やせないごみ	20リットル	40枚
	容器包装プラスチック	20リットル	20枚
5人以上世帯	燃やせるごみ	20リットル	100枚
	燃やせないごみ	20リットル	80枚
	容器包装プラスチック	20リットル	40枚

- ・ 災害罹災世帯については必要枚数

②配布方法

- ・ 市民説明会、広報、ホームページ、チラシ等で減免制度について周知していく。
- ・ 減免申請書の提出については、関係部署と連携を図り台帳を作成する。
- ・ 1年分を関係部署窓口で配布(転入など年度途中からの該当者には、転入月より配布)できるよう市内の関係部署と調整し、有料化実施までに周知をしていく。

(6) 戸別収集方式への移行手順

①資源用回収容器の撤去及び変更・共同住宅の収集及び回収容器変更

有料化に向け円滑な移行を進めていくために、資源用ボックスを約3ヶ月間で撤去し、併せて当該清掃施設及び路上ボックス脇にクレーンを使用せずに収集可能な別の資源用回収容器を設置する。

また、共同住宅については、既存のボックス及び資源用回収容器すべてを代替容器に変更し、集積所が特定されていない共同住宅については申請等により排出場所を設定していく。



共同住宅配布代替容器（燃やせるごみ用）



資源用代替容器（缶・PETボトル）



②ボックスの封鎖及び一部品目の戸別収集開始

有料化開始までにボックスを撤去する必要があるため、一時的にボックスを封鎖し、共同住宅を除く戸建住宅においては「燃やせるごみ」について戸別収集を開始する。また、移行時に限り戸建住宅については希望者に戸別収集用容器を収集方法変更前までに配布することとする。なお、「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」「紙類」「びん」「缶」「PETボトル」については現在利用している場所を継続的に利用する。ボックスの撤去までの期間にはボックスに収集変更に関する貼紙を行うことなど周知を図る。



戸別収集容器（鳥獣対策）

③ボックスの撤去

ボックス封鎖から一定期間後には順次市内全域のボックスを撤去する。

路上ボックスについては他品目の排出場所の目印となっているため、撤去後はカラーコーン等の設置をする。

④全品目戸別収集開始及びパンフレットの配布

全品目の戸別収集の開始時期については、既に市民に周知を徹底しており、また、延期することにより業務執行に支障をきたすため、これまでどおり、平成29年7月から戸別収集を開始する。また、収集方法変更を広く周知するために、全品目の戸別収集開始前に新たな冊子（「ごみと資源物の出し方」パンフ

レット)の全戸配布を行う。



⑤指定収集袋の販売開始

全品目の戸別収集が始まっている中、家庭ごみ有料化の開始前に購入した指定収集袋でごみを排出することを防ぐため、平成29年9月(予定)から、市の指定する取扱店での指定収集袋の取扱いを開始する。また、お試しセット(サンプルパック)を事前に全戸配布する。



⑥家庭ごみ有料化の開始(平成29年10月1日実施予定)

有料化を開始するとともに、有料化の対象となる品目は、指定収集袋で排出する。

(7) 新たな収集体制の構築

家庭ごみ有料化の実施に向けて、全品目において戸別収集とする。

また、共同住宅等においては、当該施設の管理者が設置及び管理するものを除き、ボックスを使用している場合は移行時に限り、新たな収集容器を配布する。

前回の「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画(素案)」では、排出量が大幅に削減されることが予測されることから収集及び回収回数を減少させることとしていたが、全品目の戸別収集に向けた車両の増車等の収集・運搬にかかる課題について、収集体制を再度見直し、1台の車両で同時に複数品目を収集すること及び排出時間を午前8時30分までとすることで現状の収集頻度を維持していく。

ただし、各曜日5袋までの排出量制限(一部除外品目あり)を設け、これを超える場合は申込み制とする。

(ごみ収集上の地域区分)

曜日 地域	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
東地域	容器包装プラスチック ・ PETボトル	燃やせるごみ ・ びん	燃やせないごみ ・ 有害ごみ	缶 ・ 紙類 ・ 布類	燃やせるごみ ・ びん
西地域	燃やせるごみ ・ びん	容器包装プラスチック ・ PETボトル	燃やせないごみ ・ 有害ごみ	燃やせるごみ ・ びん	缶 ・ 紙類 ・ 布類

東地域：《氷川台》《金山町》《上の原》《神宝町》《大門町》《東本町》《新川町》《浅間町》
《本町》《学園町》《ひばりヶ丘団地》《南沢》《中央町》

西地域：《小山》《幸町》《野火止》《八幡町》《下里》《南町》《前沢》《弥生》《滝山》《柳窪》

(8) 今後の収集車両計画

戸別収集の導入によって必要な車両台数を算定し、現行の車両台数と比較すると下記のとおりとなる。

なお、経費の抑制を図るため、複数の品目を同時に収集する体制を構築する。

品目	現行委託車両	変更後委託車両	増車数
燃やせるごみ	13台 ※水曜日は紙類を回収	34台	6台
燃やせないごみ	7台		
容器包装プラスチック			
びん			
缶			
PETボトル			
紙類 (現行の紙類の回収は曜日により車両台数が異なるため、1週間の合計車両数とする)	36台	38台	2台

(9) 委託収集業者への周知

市の委託収集業者には、有料化実施まで管理責任者会議、収集担当者会議を開催し、市民サービス向上のための条件整備、市民周知の協力体制や実地訓練等を協議していく。

また、委託社員全員を対象に実務研修会を実施し、ごみ・資源物の分別内容の周知、市民への挨拶から門扉の開閉、丁寧な収集作業の心構え、安全運転等の収集マナー・サービスの徹底、分別ルール(シールを貼って取り残す)、指定収集袋排出ルール等の相談や苦情、トラブルへの対応方法など周知徹底していく。

(10) 従前の集積所の取扱い

宅地開発等で市の所有となっている集積所の今後のあり方については、収集方法変更に伴い、不法投棄防止のための対策を図る。また、家屋が隣接していない集積所については一時保管積替え施設への移行等の新たな活用方法や家屋が隣接している集積所については隣接家屋の所有者への売却など、地域特性を考慮しながら行うこととする。

(11) 家庭ごみ有料化後の排出方法と排出場所

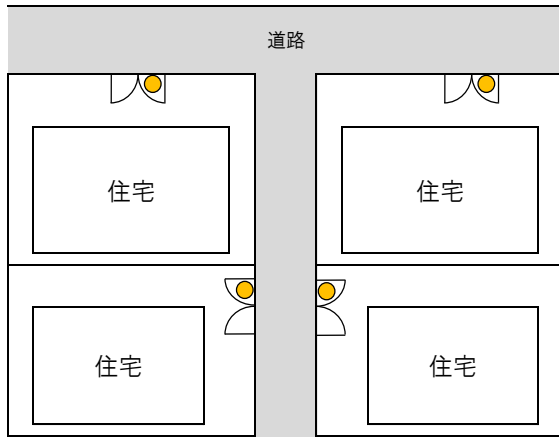
①戸別収集の導入後の排出方法

分別区分	料金設定	収集回数	排出方法
燃やせるごみ	有料 平成29年 10月より	1週に2回	指定収集袋（平成29年10月より）
燃やせないごみ		1週に1回	
容器包装プラスチック		1週に1回	
PETボトル	無料	1週に1回	透明または半透明の袋
びん		1週に2回	
缶		1週に1回	
紙類		1週に1回	品目ごとに紙袋または紙ひもで縛る ※雑がみなどは散らばらないように紙袋に入れて排出。
布類		1週に1回	袋（色付きも可能） ※「布」と表記 ※必ず晴れた日に排出
有害ごみ （蛍光灯、乾電池、ライター、スプレー缶、ビデオテープ、カセットテープ、水銀含有物等）		1週に1回	透明または半透明の袋 ※危険物となるため必ず品目を表記
紙おむつ		1週に2回	透明または半透明の袋 ※「紙おむつ」と表記 ※燃やせるごみの日に排出
剪定枝 （リサイクルできる枝に限る）		随時	申込制
落ち葉・草		1週に2回	透明または半透明の袋 ※1回の収集につき3袋まで ※燃やせるごみの日に収集
小型廃家電類		拠点回収	小型家電回収ボックスによる回収

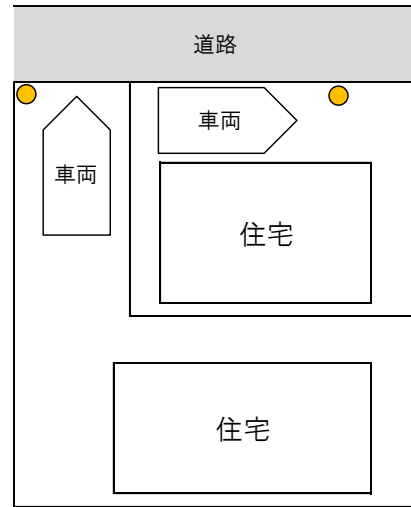
②排出場所について

《戸建住宅》

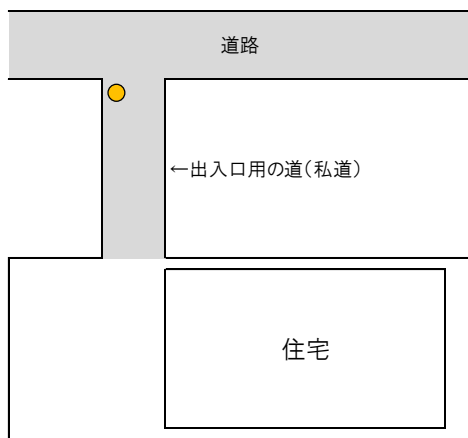
(ア) 住居が道路に接している場合



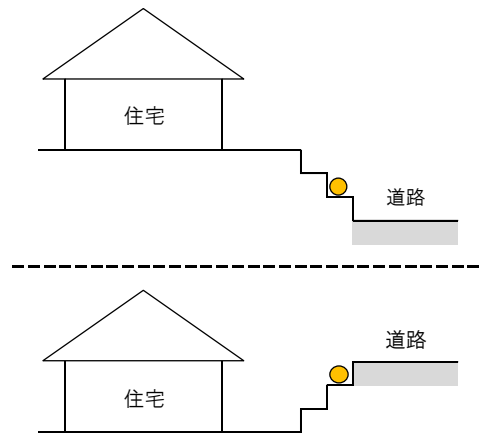
(イ) 奥まった場所に住居がある場合



(ウ) 専用の私道の先に住居がある場合

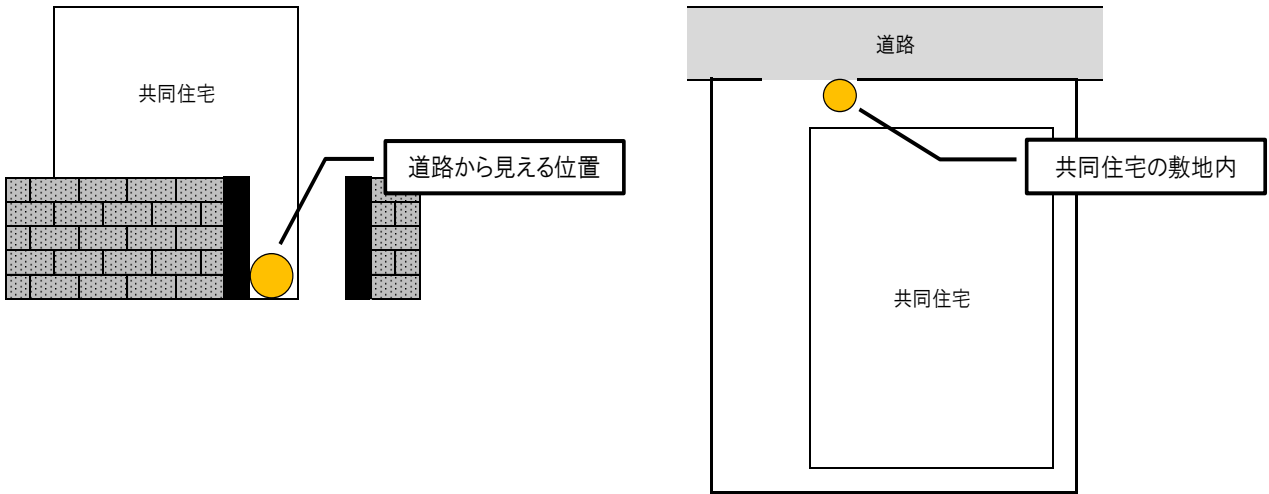


(エ) 階段の上下に住居がある場合

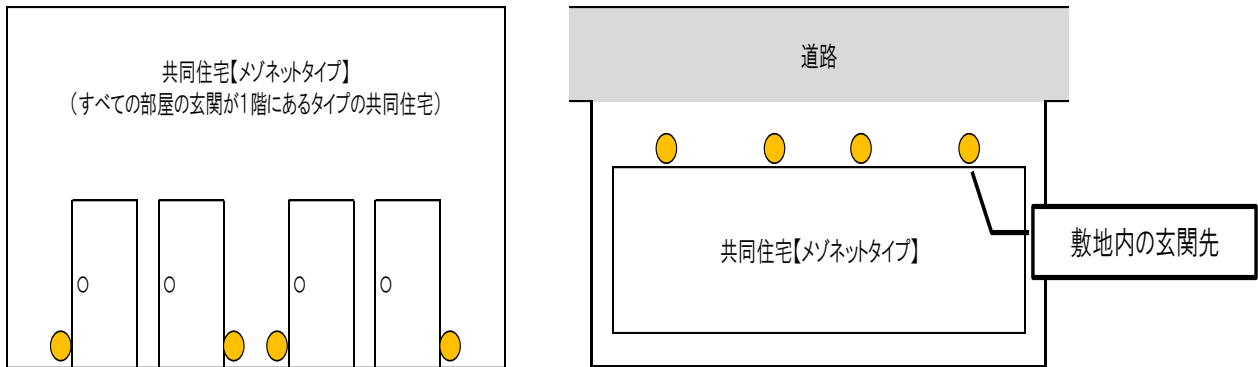


《共同住宅》

(オ) 通常の共同住宅の場合



(カ) メゾネットタイプの共同住宅（すべての部屋の玄関が1階にある共同住宅）



(キ) 団地や大規模共同住宅については、新たな収集容器を設置することにより、クレーン付き車両での収集は行わないものとする。

(12) 市民への周知方法

市民への周知方法として下記の方法を検討している。

(ア) 広報、ホームページ等の活用

広報、ホームページは、市民に対しての大きな広報力がある媒体であるため、家庭ごみ有料化については、広報活動の強化に努め、さらなる周知を図る。

(イ) 市民説明会等の実施

全市民を対象に公共施設を会場とし説明会を行っていく。また、市民説明会を進める中で、身体の不自由などの理由により参加ができない方や自治会等から、個別に事業内容の説明を求められた場合は、随時調整し説明会を実施していく。

市民まつりや各種イベントにおいても、初めて販売する指定収集袋や排出方法などについて、来場者の市民に対して積極的に説明を行っていく。

(ウ) 公共施設等での周知

市民に注目してもらえるようなパンフレット(チラシ)を作成する。

市内で市民の目にできる限り情報提供できるよう、市内の公共施設等に掲示物の設置をする。

また、清掃車は街中で行動範囲も広く、歩行者の方にも目にとまりやすいことから、清掃作業中にも市民周知できるものを作成し、収集車の左右側面に掲示を検討する。

(エ) ボックスを利用した周知

多くの市民の方の目にとまると考えられるボックスを利用し、撤去までの一定期間は収集方法変更に関する貼紙を行うことで周知を図る。

(オ) 「ごみと資源物の出し方」のパンフレット作成

全品目戸別収集の実施により、排出方法や排出曜日が大きく変更されるため、保存型のパンフレットを配布し、市民周知に努めることとする。また、作成する際には、有料広告を掲載することで経費の節減を図る。

(カ) 指定収集袋のお試しセット(サンプルパック)の配布

家庭ごみ有料化に際し、事前に、指定収集袋のお試しセット(サンプルパック)を全戸配布し、家庭ごみ有料化への円滑な移行と周知に努める。

(13) 分別収集の推進と戸別収集移行後の対策

①生ごみ減量化処理機器購入費助成・資源集団回収報奨金制度

現行事業として実施している本制度について、さらにPRすることにより、ごみの減量化・資源化の推進を図る。

また、一次処理された、たい肥の有効利用方法や資源集団回収ができる新たな品目等について検討を行っていく。

②分別収集の拡充

小型廃家電類などには再資源化が可能な基盤などが含まれており、不燃ごみから分別して回収することにより、再資源化を図ることが可能となる。

上記の循環型社会の形成に資する新たな回収品目について実験回収等を実施してきたが、排出量が少なく小型廃家電類単品目を回収するための専用車両を用意することは難しいため、新たな回収体制については費用対効果を鑑みて検討していく。

③再資源化や効率処理の研究

食用廃油のディーゼル燃料への再資源化、生ごみによるガスや電力発電等、効率的に再資源化が可能な取り組みについて情報収集や実験回収等、研究を進める。

④カラス、猫被害対策

戸別収集の効果の一つとして、排出者が適切にごみ出しをすることであるが、一方でカラスや猫等がごみを荒らし散乱する場合もある。

それを防止するため、希望者には収集方法の変更時に鳥獣対策用の容器の配布を行う。

配布については移行時のみとし、配布後については販売店の情報提供を行うとともに、販売をしていただけるよう販売店にも協力を呼び掛けていく。



戸別収集容器（鳥獣対策）

⑤収集後の排出及び不法投棄対策

収集後の排出への対応が懸念されるため、収集時間を必ず守って排出をするよう周知に努めることとする。

不法投棄対策については、不法投棄は違法行為であることの周知、関係部署、管理者や地権者との調整による看板設置等の対策の協議、警察への通報などの連携や不法投棄のパトロール、近隣住民からの通報への迅速な対応など対策の強化を図る。また、不法投棄の防止措置に関する規定の制定等についても検討をしていく。

8. 財政計画について

家庭ごみ有料化の実施に伴う財政計画については、「別紙1 家庭ごみ有料化財政計画」のとおり示す。なお、試算にあたって、一次経費については実施までに必要となる設備購入費や周知に必要な経費等を算出することとした。経常経費については、柳泉園組合の負担金等が2年前の実績を元に算出される仕組みであることから、負担金等については有料化実施からそのままの経常経費を算出することとした。

経常経費算出の条件として、排出されるごみ量について、燃やせるごみと燃やせないごみは平成26年度ごみ量の15%減、容器包装プラスチックについては、現行の排出量からの減量と燃やせないごみからの分別による排出量の増加分とで変化が少ないと想定して現状のままを見込んだ。

収集体制等については本実施計画に沿って試算した結果であるが、今後、新たな課題等が生じたときは変更もあり得るものとする。

9. スケジュールについて

「別紙2、家庭ごみ有料化に伴うスケジュール」のとおり示す。

家庭ごみ有料化財政計画

単位：円

プラン			平成26年度実績	平成28年度	平成29年度		
条件	収集方法		ボックス・ステーション	ボックス・ステーション	全品目戸別		
	収集回数	燃やせるごみ	1週間2回	1週間2回	1週間2回		
		燃やせないごみ	1週間1回	1週間1回	1週間1回		
		容器包装プラスチック	1週間1回	1週間1回	1週間1回		
		びん	1週間1回	1週間1回	1週間2回		
		缶	1週間1回	1週間1回	1週間1回		
		PETボトル	1週間1回	1週間1回	1週間1回		
		紙類	1週間1回	1週間1回	1週間1回		
	有料化関係	有害ごみ (蛍光灯・乾電池・スプレー缶・ビデオテープ・水銀含有物等)		蛍光灯(拠点) その他(別袋で不燃の 収集日)	蛍光灯(拠点) その他(別袋で不燃の 収集日)	1週間1回	
		有料化品目		—	—	可燃・不燃・プラ	
単価(1L当たり)		—	—	可燃・不燃：2円 プラ：1円			
ごみの想定減量値			—	—	可燃・不燃15%減		
一次 歳出	A	啓発関係イニシャルコスト	収集カレンダー・生活ごみと資源物の出し 方・ポケットティッシュのぼり旗等	0	4,591,000	2,703,000	
	B	ボックス代替容器購入費		0	49,307,000	0	
	C	収集運搬委託	ボックス撤去に伴う増車。(4台)	0	77,820,000	0	
	D	有料袋製造業務委託	有料化実施前からの販売が必要	0	24,125,698	0	
	E	コールセンター業務委託	3ヶ月間	0	10,516,392	6,593,000	
	F	収集車両改造費	クレーン撤去等	0	2,160,000	0	
	G	ボックス廃棄経費	ボックスの撤去及び運搬等	0	22,680,000	0	
	H	合計金額		0	191,200,090	9,296,000	
歳入	雑入	I	再商品化合理化拠出金(リサイクル協会)	4,588,270	4,588,270	0	
		J	紙類等売却代金	5,269,100	5,269,100	3,073,000	
		K	収集用袋売上金	0	0	217,685,000	
L	合計金額		9,857,370	9,857,370	220,758,000		
歳出	負担金	M	柳泉園組合負担金	605,264,000	605,264,000	512,693,000	
		N	東京たま広域資源循環組合	373,213,000	373,213,000	366,597,000	
	委託料	収集回収運搬委託	O	可燃ごみ収集運搬委託	252,720,000		
			P	不燃ごみ収集運搬委託	134,084,160		
			Q	リサイクルびん回収委託	47,952,000	551,818,000	629,638,000
			R	リサイクル缶回収委託	58,320,000		
			S	PETボトル回収委託	58,320,000		
			T	紙類回収運搬委託	32,706,392	34,440,000	73,458,000
		リサイクル関連委託	U	資源物再資源化処理委託	884,384	941,000	941,000
			V	特定家庭用機器処理委託	384,212	470,000	441,000
			W	剪定枝チップ処理委託	551,917	614,000	815,000
			X	容プラ選別等業務委託	54,386,926	53,655,000	76,012,000
	Y	容プラ再商品化委託	795,777	648,000	688,000		
	処理困難物関連委託	Z	不法投棄バッテリー処理委託	1,468	11,000	11,000	
		AA	処理困難物処理委託	94,500	206,000	214,000	
	謝金	AB	収集容器設置場所借り上げ料	1,104,000	1,044,000	522,000	
	賃借料	AC	収集及び回収容器保管場所借り上げ料	1,582,504	694,000	0	
	消耗品費	AD	可燃ごみ収集容器購入費(底板含む)	5,591,160	0	0	
		AE	可燃ごみ等収集用ネット購入費	520,560	0	0	
		AF	可燃ごみ等収集用ネット式ストッカー購入費	662,040	0	0	
AG		缶用収集容器購入費		0	0		
AH		PETボトル用収集容器購入費	2,039,094	0	0		
AI		資源回収用コンテナ購入費	939,600	0	0		
需用費	AJ	有料袋製造業務委託	0	0	66,261,000		
	AK	有料袋受注配送委託	0	0	4,702,000		
	AL	有料袋収納代行委託	0	0	1,296,000		
	AM	指定袋取扱手数料	0	0	14,106,000		
AN	合計金額		1,632,117,694	1,623,018,000	1,748,395,000		
【実質負担額】(歳出合計金額－歳入合計金額)			1,622,260,324	1,613,160,630	1,527,637,000		
平成26年度との比較			0	182,100,396	-85,327,324		

家庭ごみ有料化に伴うスケジュール

別紙2

項目	平成27年11月		12月		平成28年1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
市民周知関係																								
	アンケート調査の実施																							
	有料化に伴う市民説明会の実施(随時開催) ポックス撤去準備及び撤去作業に伴う市民説明(随時開催) 広報への折り返し広告、のほり、ポケットサインの配布等の周知 収集容器の届行準備・配布																							
市議会対応																								
	実施計画(原案)提示																							
	実施計画(案)提示 実施計画(案)表示 実施計画(案)表示																							
その他有料化事務																								
	実施計画(原案)策定																							
	実施計画(案)策定 実施計画(案)策定																							
収集委託業者関係																								
	資源ポックスの撤去																							
	指定収集業者選定・契約・発注納品、販売店の募集、説明会の実施 減容対象者への配布方法の調査・検討・準備 有料化後の集積所の取扱いの検討 収集委託業者への周知 収集車両のクレーン撤去 収集方法変更に伴う収集車両の増車																							

項目	平成28年11月		12月		平成29年1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
市民周知関係																								
	有料化に伴う市民説明会の実施(随時開催) ポックス撤去準備及び撤去作業に伴う市民説明(随時開催) 広報への折り返し広告、のほり、ポケットサインの配布等の周知 収集容器の配布準備・配布																							
	クレーンポックスの撤去 全品戸別収集の実施 コールセンターの開設(10月まで)																							
市議会対応																								
	減容対象者への配布方法の調査・検討・準備 有料化後の集積所の取扱いの検討 収集委託業者への周知 収集車両のクレーン撤去 収集方法変更に伴う収集車両の増車																							
	指定収集業者選定・契約・発注納品、販売店の募集、説明会の実施 減容対象者の指定収集業者申請受付 減容対象者の指定収集業者申請受付																							
その他有料化事務																								
	減容対象者への配布方法の調査・検討・準備 有料化後の集積所の取扱いの検討 収集委託業者への周知 収集車両のクレーン撤去 収集方法変更に伴う収集車両の増車																							
	指定収集業者選定・契約・発注納品、販売店の募集、説明会の実施 減容対象者の指定収集業者申請受付 減容対象者の指定収集業者申請受付																							
収集委託業者関係																								
	減容対象者への配布方法の調査・検討・準備 有料化後の集積所の取扱いの検討 収集委託業者への周知 収集車両のクレーン撤去 収集方法変更に伴う収集車両の増車																							
	指定収集業者選定・契約・発注納品、販売店の募集、説明会の実施 減容対象者の指定収集業者申請受付 減容対象者の指定収集業者申請受付																							

家庭ごみ有料化
スタート

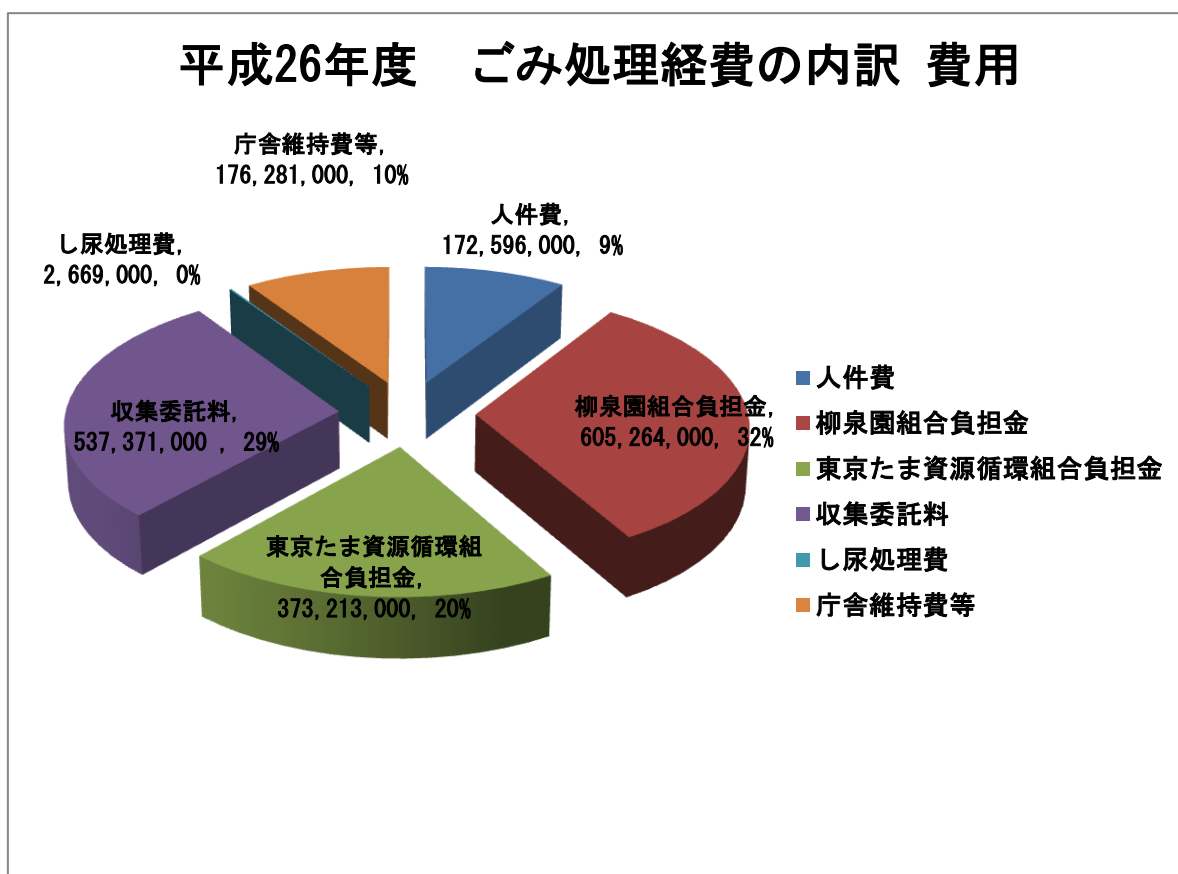
⇒ 平成29年10月1日より、家庭ごみ有料化をスタート

10. 資料編

1. 年度別 柳泉園組合構成3市の市民一人当たりのごみ処理経費

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	事業費 (千円)	1人当り 経費(円)	事業費 (千円)	1人当り 経費(円)	事業費 (千円)	1人当り 経費(円)
東久留米市	1,865,415	16,079	1,850,500	15,896	1,867,394	16,014
西東京市	3,142,217	15,914	3,060,099	15,480	3,073,755	15,496
清瀬市	1,107,633	14,966	1,086,753	14,637	1,078,030	14,516

* 西東京市、清瀬市とも、指定有料袋の歳入分は含まれていない。



2. 年度別 柳泉園組合 構成3市のごみ処理負担金

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	処理量 (t)	処理費 (千円)	処理量 (t)	処理費 (千円)	処理量 (t)	処理費 (千円)
東久留米市	23,688	623,491	24,388	613,793	24,111	605,264
西東京市	34,374	898,339	34,569	892,809	34,547	866,223
清瀬市	13,697	426,300	13,830	418,413	14,008	402,965

3. 年度別 東京たま広域資源循環組合 搬入量 (東久留米市)

	焼却灰			不燃物		
	搬入量(t)	配分量(t)	貢献量(t)	搬入量(m ³)	配分量(m ³)	貢献量(m ³)
H23	3,118	2,136	△ 982	0	127	127
H24	3,014	2,036	△ 1,068	0	81	81
H25	3,043	2,072	△ 971	0	54	54
H26	3,051	2,198	△ 853	0	45	45

4. 年度別 東京たま広域資源循環組合 負担金 (東久留米市)

(単位：千円)

	管理費	二ツ塚処分場 事業費	谷戸沢処分場 事業費	エコセメント 化事業費	搬入超過金	負担金計
H23	13,107	146,627	24,806	178,726	40,049	403,315
H24	13,063	128,633	26,941	198,867	42,310	409,814
H25	13,471	116,248	27,789	209,160	14,430	381,098
H26	11,753	89,096	21,315	235,411	15,638	373,213

5. 多摩地域の家庭ごみ有料化実施状況

No.	自治体名	実施年月日	収集方式
1	青梅市	H10.10.1	戸別収集
2	日野市	H12.10.1	戸別収集
3	清瀬市	H13.6.1	ステーション
4	昭島市	H14.4.1	戸別収集
5	福生市	H14.4.1	戸別収集
6	東村山市	H14.10.1	戸別収集
7	羽村市	H14.10.1	戸別収集
8	調布市	H16.4.1	戸別収集
9	あきる野市	H16.4.1	戸別収集
10	八王子市	H16.10.1	戸別収集
11	武蔵野市	H16.10.1	戸別収集
12	稲城市	H16.10.1	戸別収集
13	小金井市	H17.8.1	戸別収集
14	町田市	H17.10.1	戸別収集・ステーション(資源)
15	狛江市	H17.10.1	戸別収集
16	西東京市	H20.1.1	戸別収集
17	多摩市	H20.4.1	戸別収集・ステーション(資源)
18	三鷹市	H21.10.1	戸別収集
19	府中市	H22.2.2	戸別収集
20	国分寺市	H25.6.1	戸別収集
21	立川市	H25.11.1	戸別収集
22	東大和市	H26.10.1	戸別収集

※多摩地域ごみ実態調査（平成26年度統計）より

6. 一般廃棄物処理基本計画の短期目標値と平成23年度から平成26年度実績値

区分	単位	平成17年度	平成22年度 実績	平成23年度 (短期目標①)	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成28年度 (短期目標②)
家庭ごみ原単位	g/人・日	665	612 約53g削減 約8%削減	606 約59g削減 約9%削減	609.4 約56g削減 約8%削減	604.6 約60g削減 約9%削減	605.0 約60g削減 約9%削減	590.8 約74g削減 約11%削減	505 約160g削減 約24%削減
ごみ排出量	t/年	28,184	26,088 約2,096t削減 約7%削減	25,841 約2,343t削減 約8%削減	25,898 約2,286t削減 約8%削減	25,558 約2,626t削減 約9%削減	25,677 約2,507t削減 約9%削減	25,113 約3,071t削減 約11%削減	21,560 約6,624t削減 約24%削減
ごみ原単位	g/人・日	898	800 約98g 約11%削減	793 約105g削減 約12%削減	792.6 約105g削減 約12%削減	784.7 約113g削減 約13%削減	800.1 約98g削減 約11%削減	789.0 約109g削減 約12%削減	690 約208g削減 約23%削減
資源化率	%	26.2	38.1 約12%上昇	38.6 約12%上昇	38.2 約12%上昇	38.6 約12%上昇	38.2 約12%上昇	38.0 約12%上昇	42.1 約16%上昇

※各区分の削減量と率(%)については、平成17年度との比較。

7. 有料化実施団体の家庭ごみ量の推移

上 段： 1人1日当たりの排出量 (g)

* 行政回収収集量

下 段： 増減率 (%)

(単位： g/人日)

番号	市 名	* 行政回収収集量																		有料化後 の平均
		平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
1	青 梅 市 H10. 10.1実施	816.0	775.0	655.9	684.9	706.5	717.5	714.4	694.3	693.6	697.9	662.4	663.6	646.6	638.0	631.8	631.3	626.2	620.2	667.8
				-19.6	-16.1	-13.4	-12.1	-12.5	-14.9	-15.0	-14.5	-18.8	-18.7	-20.8	-21.8	-22.6	-22.6	-23.3	-24.0	-18.2
2	日 野 市 H12. 10.1実施	948.2	952.6	932.6	859.7	689.1	696.5	691.4	662.5	669.1	664.5	639.7	633.0	606.8	595.9	595.3	584.3	577.5	574.2	634.3
						-26.1	-25.3	-25.9	-29.0	-28.3	-28.7	-31.4	-32.1	-34.9	-36.1	-36.2	-37.3	-38.1	-38.4	-32.0
3	清 瀬 市 H13. 8.1実施	731.1	743.2	735.7	756.3	716.4	687.8	686.0	641.1	670.0	655.7	627.6	611.5	603.3	587.5	580.6	583.7	585.8	584.7	623.5
							-9.1	-9.3	-15.2	-11.4	-13.3	-17.0	-19.1	-20.2	-22.3	-23.2	-22.8	-22.5	-22.7	-17.6
4	昭 島 市 H14. 4.1実施	798.0	810.5	798.5	767.6	803.1	697.8	702.9	695.0	701.6	696.9	673.5	658.2	643.6	633.9	633.4	629.2	624.3	606.6	658.3
								-12.5	-13.5	-12.6	-13.2	-16.1	-18.0	-19.9	-21.1	-21.1	-21.7	-22.3	-24.5	-18.0
5	福 生 市 H14. 4.1実施	883.8	907.3	858.5	840.9	852.4	773.4	781.1	772.9	772.5	753.4	731.8	718.3	699.3	690.8	689.4	682.8	677.1	662.4	719.3
								-8.4	-9.3	-9.4	-11.6	-14.1	-15.7	-18.0	-19.0	-19.1	-19.9	-20.6	-22.3	-15.6
6	東 村 山 市 H14. 10.1実施	801.2	787.4	801.5	756.5	730.8	702.4	649.6	635.3	645.0	639.9	617.6	601.6	587.9	578.1	574.3	570.4	569.2	563.9	602.7
								-11.1	-13.1	-11.7	-12.4	-15.5	-17.7	-19.6	-20.9	-21.4	-21.9	-22.1	-22.8	-17.5
7	羽 村 市 H14. 10.1実施	790.4	806.6	832.8	814.8	826.3	803.0	757.9	756.5	766.8	755.7	719.5	705.7	679.6	666.6	678.3	681.5	682.1	669.3	710.0
								-8.3	-8.4	-7.2	-8.5	-12.9	-14.6	-17.8	-19.3	-17.9	-17.5	-17.5	-19.0	-14.1
8	關 布 市 H16. 4.1実施	799.4	814.0	808.3	799.5	779.6	777.2	774.0	716.3	723.4	721.3	688.6	665.8	649.6	635.6	630.5	630.3	627.9	623.1	659.6
										-6.5	-6.8	-11.0	-14.0	-16.1	-17.9	-18.5	-18.6	-18.9	-19.5	-14.8
9	あきる野市 H16. 4.1実施	929.3	957.7	955.4	990.7	1,008.1	1,006.7	1,040.9	892.6	892.5	894.7	864.2	842.2	804.9	795.8	792.5	784.8	780.9	799.6	825.2
										-14.3	-14.0	-17.0	-19.1	-22.7	-23.5	-23.9	-24.6	-25.0	-23.2	-20.7
10	八 王 子 市 H16. 10.1実施	772.0	775.4	763.6	770.1	759.1	742.2	751.8	697.9	631.1	633.0	618.2	613.1	593.9	590.1	607.6	603.5	603.6	604.7	609.9
										-16.1	-15.8	-17.8	-18.4	-21.0	-21.5	-19.2	-19.7	-19.7	-19.6	-18.9
11	武 蔵 野 市 H16. 10.1実施	870.3	849.7	850.6	833.5	822.4	803.3	783.3	768.8	763.8	766.2	743.3	720.6	695.6	691.4	679.5	676.7	674.0	657.5	706.9
										-2.5	-2.2	-5.1	-8.0	-11.2	-11.7	-13.3	-13.6	-14.0	-16.1	-9.8
12	稲 城 市 H16. 10.1実施	731.9	739.5	750.6	760.1	754.8	716.3	711.3	681.9	673.2	684.3	666.6	650.4	625.4	611.9	603.6	595.5	589.6	580.9	628.1
										-5.4	-3.8	-6.3	-8.6	-12.1	-14.0	-15.1	-16.3	-17.1	-18.3	-11.7
13	小 金 井 市 H17. 8.1実施	759.7	763.3	764.2	782.0	765.5	763.2	745.8	733.4	730.4	687.8	654.2	629.2	612.1	603.3	594.8	587.7	589.3	582.1	615.6
												-6.2	-10.8	-14.2	-16.5	-17.7	-18.9	-19.6	-20.6	-16.1
14	町 田 市 H17. 10.1実施	763.9	765.4	746.9	738.2	732.1	734.6	734.1	721.2	706.7	630.7	613.1	601.5	587.8	581.9	577.7	569.9	567.8	564.3	588.3
15	狛 江 市 H17. 10.1実施	833.0	839.9	828.2	832.0	818.8	812.7	810.1	793.9	771.7	715.7	702.1	680.7	663.3	645.6	640.4	634.9	629.2	609.4	657.9
16	西 京 京 市 H20. 1.1実施			752.8	736.7	721.6	715.7	707.5	691.1	688.9	677.2	645.9	578.1	570.2	577.4	570.6	567.1	575.2	569.0	572.5
17	多 摩 市 H20. 4.1実施	858.0	855.9	831.5	786.5	741.2	732.5	722.4	701.1	680.9	679.1	675.9	592.4	585.6	586.2	587.3	581.2	575.0	565.1	580.1
18	三 鷹 市 H21. 10.1実施	804.8	794.7	796.7	774.4	748.0	738.2	720.1	702.4	702.3	703.2	678.8	660.1	629.9	606.7	607.8	611.6	614.3	604.5	609.0
19	府 中 市 H22. 2.2実施	815.4	804.8	791.3	787.0	780.2	772.6	765.1	739.5	733.3	708.1	667.6	643.5	640.3	537.3	550.5	553.0	548.8	539.7	545.9
20	国 分 寺 市 H25. 6.1実施	876.5	835.3	806.7	814.0	782.3	754.9	746.3	736.5	734.9	719.9	696.8	679.2	663.9	664.3	659.5	655.4	609.6	583.7	583.7
21	立 川 市 H25. 11.1実施	746.0	743.7	733.0	727.4	713.6	717.6	710.3	680.8	678.3	676.0	646.2	629.1	610.7	609.2	607.6	607.4	595.1	544.4	544.4
22	東 大 和 市 H26. 10.1実施	827.4	812.3	795.5	808.6	816.9	807.8	808.9	791.3	811.5	794.4	769.6	741.5	688.6	679.9	647.5	636.0	646.1	606.6	606.6

* 西京京市においては、平成11年度・12年度値は、旧田無市と旧保谷市の平均値とした。

有料化未実施団体

23	東久留米市 前年度比	698.7	642.5	644.2	660.0	663.5	666.3	675.7	656.4	665.4	659.1	641.4	628.8	618.5	612.0	609.4	604.6	605.0	590.8	641.2	
24	小 平 市 前年度比		-8.0	0.3	2.5	0.5	0.4	1.4	-2.9	1.4	-0.9	-2.7	-2.0	-1.6	-1.1	-0.4	-0.8	0.1	-2.3	-1.0	
							774.0	768.7	751.7	759.5	746.9	727.6	714.5	693.7	682.3	680.4	674.3	669.5	657.0	715.4	
25	国 立 市 前年度比					766.3	763.8	732.0	741.5	741.1	698.4	686.3	671.3	657.6	661.5	661.3	668.1	655.3	700.3	700.3	
26	武蔵村山市 前年度比					822.8	833.9	813.6	810.6	805.5	753.0	735.3	712.3	710.5	699.8	718.7	702.4	692.7	754.7	754.7	

※多摩地域ごみ実態調査（各年度統計）より

8. 有料化実施団体の資源化率の推移

上 段：総資源化率（％）

* 1人1日当たりの総ごみ量（g/人日）に対する資源化量（g/人日）

下 段：増減率（％）

番号	市 名	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成14年度 からの平均
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1	青 梅 市 H10.10.1実施	30.3	31.9	31.6	30.5	33.5	35.0	35.9	35.5	35.9	36.1	36.2	36.3	36.0	34.2	
			5.3	-0.9	-3.5	9.8	4.5	2.6	-1.1	1.1	0.6	0.3	0.3	-0.8	1.5	
2	日 野 市 H12.10.1実施	30.0	30.0	30.1	29.9	36.3	36.0	35.3	35.7	36.6	36.9	36.1	36.2	35.7	34.2	
			0.0	0.3	-0.7	21.4	-0.8	-1.9	1.1	2.5	0.8	-2.2	0.3	-1.4	1.6	
3	清 瀬 市 H13.6.1実施	25.1	24.3	22.7	26.3	35.6	38.6	37.3	38.0	37.6	37.3	38.1	37.5	37.8	33.6	
			-3.2	-6.6	15.9	35.4	8.4	-3.4	1.9	-1.1	-0.8	2.1	-1.6	0.8	4.0	
4	昭 島 市 H14.4.1実施	26.5	26.4	27.7	28.6	34.6	36.5	35.7	36.5	37.1	37.1	36.7	37.1	37.1	33.7	
			-0.4	4.9	3.2	21.0	5.5	-2.2	2.2	1.6	0.0	-1.1	1.1	0.0	3.0	
5	福 生 市 H14.4.1実施	31.5	30.2	30.8	29.8	36.3	37.2	37.6	36.9	37.0	37.1	36.8	36.2	37.0	35.0	
			-4.1	2.0	-3.2	21.8	2.5	1.1	-1.9	0.3	0.3	-0.8	-1.6	2.2	1.6	
6	東 村 山 市 H14.10.1実施	30.6	31.5	35.5	35.3	42.8	44.0	43.6	43.8	43.3	43.6	43.1	42.7	43.1	40.2	
			2.9	12.7	-0.6	21.2	2.8	-0.9	0.5	-1.1	0.7	-1.1	-0.9	0.9	3.1	
7	羽 村 市 H14.10.1実施	31.7	31.3	32.4	31.8	37.3	38.1	38.4	38.2	37.9	38.2	37.7	37.3	36.8	35.9	
			-1.3	3.5	-1.9	17.3	2.1	0.8	-0.5	-0.8	0.8	-1.3	-1.1	-1.3	1.4	
8	調 布 市 H16.4.1実施	34.7	36.7	42.8	43.6	48.5	49.7	50.2	51.3	50.6	50.8	49.2	46.0	44.7	46.1	
			5.8	16.6	1.9	11.2	2.5	1.0	2.2	-1.4	0.4	-3.1	-6.5	-2.8	2.3	
9	あきる野市 H16.4.1実施	22.1	22.6	26.7	27.2	26.9	27.4	26.5	26.5	26.7	26.3	26.0	25.8	29.4	26.2	
			2.3	18.1	1.9	-1.1	1.9	-3.3	0.0	0.8	-1.5	-1.1	-0.8	14.0	2.6	
10	八王子市 H16.10.1実施	19.9	20.0	24.3	27.6	32.1	33.1	32.5	31.8	33.1	35.2	34.6	34.3	34.3	30.2	
			0.5	21.5	13.6	16.3	3.1	-1.8	-2.2	4.1	6.3	-1.7	-0.9	0.0	4.9	
11	武蔵野市 H16.10.1実施	22.6	22.9	27.6	31.5	37.8	38.6	37.5	38.1	38.3	38.2	38.2	40.2	40.8	34.8	
			1.3	20.5	14.1	20.0	2.1	-2.8	1.6	0.5	-0.3	0.0	5.2	1.5	5.3	
12	福 城 市 H16.10.1実施	24.0	23.8	26.6	30.1	33.2	28.4	33.0	33.1	32.6	33.7	32.9	31.2	30.9	30.3	
			-0.8	11.8	13.2	10.3	-14.5	16.2	0.3	-1.5	3.4	-2.4	-5.2	-1.0	2.5	
13	小 金 井 市 H17.8.1実施	34.9	35.1	35.5	39.5	46.4	49.4	48.6	50.1	51.7	50.8	51.8	52.4	52.6	46.1	
			0.6	1.1	11.3	17.5	6.5	-1.6	3.1	3.2	-1.7	2.0	1.2	0.4	3.6	
14	町 田 市 H17.10.1実施	22.6	22.1	22.4	24.4	32.1	33.0	32.6	32.8	32.5	32.3	31.9	32.5	32.0	32.4	
			-2.2	1.4	8.9	31.6	2.8	-1.2	0.6	-0.9	-0.6	-1.2	1.9	-1.5	3.3	
15	狛 江 市 H17.10.1実施	30.3	31.0	30.8	33.8	38.9	38.5	38.1	38.3	37.2	37.7	37.8	37.3	37.1	35.9	
			2.3	-0.6	9.7	15.1	-1.0	-1.0	0.5	-2.9	1.3	0.3	-1.3	-0.5	1.8	
16	西 京 都 市 H20.1.1実施	21.3	21.6	22.3	23.3	31.5	37.1	39.9	40.4	41.8	42.1	42.3	42.9	43.3	34.6	
			1.4	3.2	4.5	35.2	17.8	7.5	1.3	3.5	0.7	0.5	1.4	0.9	6.5	
17	多 摩 市 H20.4.1実施	26.8	25.9	25.7	26.1	31.6	32.9	35.4	33.8	34.9	35.4	35.0	34.3	35.0	31.8	
			-3.4	-0.8	1.6	21.1	4.1	7.6	-4.5	3.3	1.4	-1.1	-2.0	2.0	2.4	
18	三 鷹 市 H21.10.1実施	27.9	28.5	29.9	35.3	42.0	42.7	41.5	43.5	45.8	45.4	46.3	41.6	40.3	39.3	
			2.2	4.9	18.1	19.0	1.7	-2.8	4.8	5.3	-0.9	2.0	-10.2	-3.1	3.4	
19	府 中 市 H22.2.2実施	26.8	27.7	27.1	27.7	32.9	39.0	39.7	37.9	43.3	42.3	42.3	41.0	40.7	36.0	
			3.4	-2.2	2.2	18.8	18.5	1.8	-4.5	14.2	-2.3	0.0	-3.1	-0.7	3.8	
20	国 分 寺 市 H25.6.1実施	33.8	34.2	34.3	34.5	40.3	41.2	41.6	41.3	41.4	42.8	42.3	44.9	45.1	39.8	
			1.2	0.3	0.6	16.8	2.2	1.0	-0.7	0.2	3.4	-1.2	6.1	0.4	2.5	
21	立 川 市 H25.11.1実施	25.2	26.3	26.2	26.1	33.3	33.8	33.5	35.1	36.6	37.0	36.6	39.5	39.9	33.0	
			4.4	-0.4	-0.4	27.6	1.5	-0.9	4.8	4.3	1.1	-1.1	7.9	1.0	4.2	
22	東 大 和 市 H26.10.1実施	22.3	22.2	21.8	24.2	32.0	33.6	32.5	36.4	36.7	35.9	35.9	36.6	37.6	31.4	
			-0.4	-1.8	11.0	32.2	5.0	-3.3	12.0	0.8	-2.2	0.0	1.9	2.7	4.8	

有 料 化 未 実 施 団 体

23	東久留米市 前年度比	24.4	24.9	25.7	26.2	35.5	38.4	37.2	37.9	38.1	38.1	38.6	38.2	38.0	33.9
			2.0	3.2	1.9	35.5	8.2	-3.1	1.9	0.5	0.0	1.3	-1.0	-0.5	4.2
24	小 平 市 前年度比	24.9	25.5	25.4	26.8	34.2	35.6	34.7	34.6	35.2	35.0	34.5	34.7	34.8	32.0
			2.4	-0.4	5.5	27.6	4.1	-2.5	-0.3	1.7	-0.6	-1.4	0.6	0.3	3.1
25	国 立 市 前年度比	31.1	30.9	30.4	30.2	32.4	31.5	35.6	35.8	33.8	32.9	32.8	35.6	35.1	32.9
			-0.6	-1.6	-0.7	7.3	-2.8	13.0	0.6	-5.6	-2.7	-0.3	8.5	-1.4	1.1
26	武蔵村山市 前年度比	28.2	28.9	28.3	29.2	36.8	36.9	35.6	35.2	35.4	35.3	35.0	35.0	34.9	33.4
			2.5	-2.1	3.2	26.0	0.3	-3.5	-1.1	0.6	-0.3	-0.8	0.0	-0.3	2.0

※多摩地域ごみ実態調査（各年度統計）より